

第30回消費者契約法専門調査会 提出資料

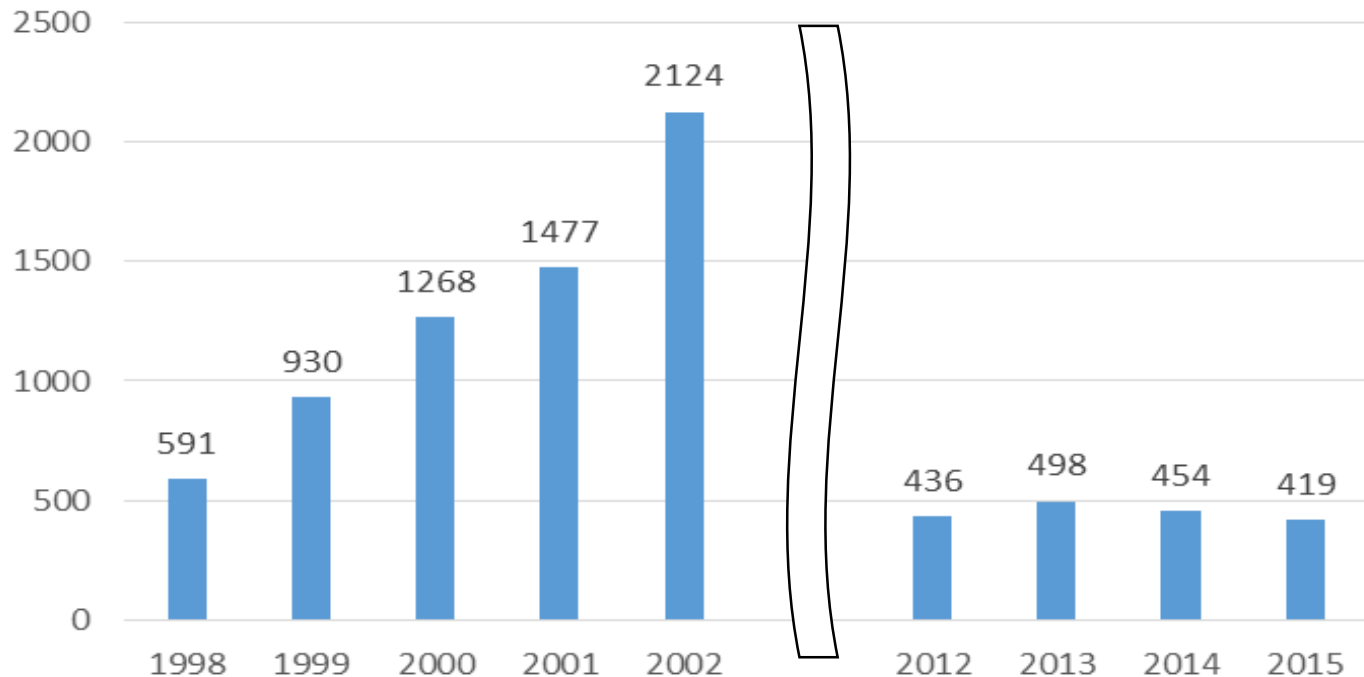
2016年12月16日

(一社)経団連 経済基盤本部

長谷川 雅巳

デート商法相談件数の推移

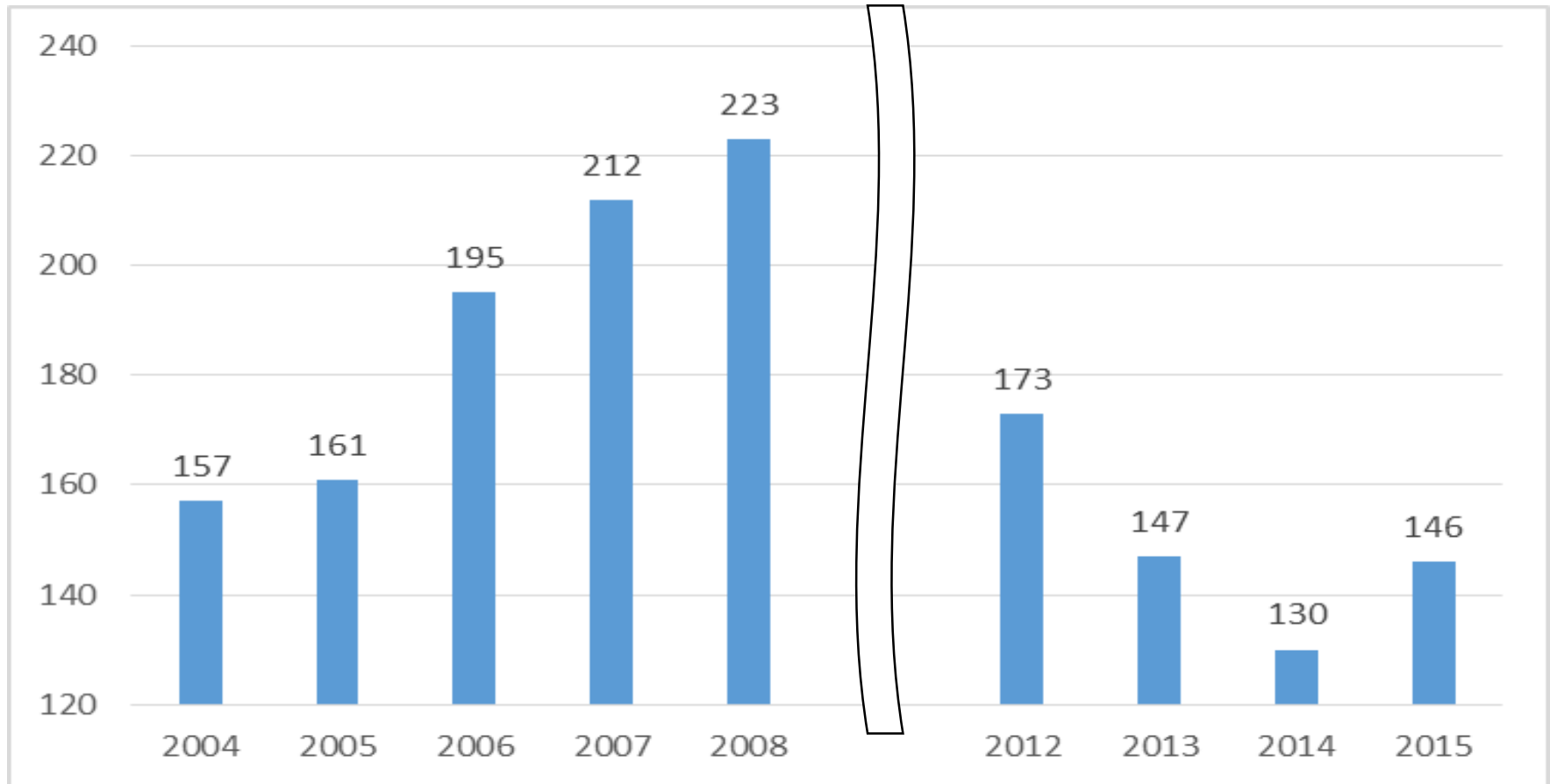
- (1)消費者契約法専門調査会資料からみる限り、デート商法の相談件数は、近年激減。2002年の約5分の1の水準となっている。
- (2)何によってこのような相談件数減少がもたらされたのか分析することは有用と考えられる。



(前回(11/24)、今回(12/16)消費者契約法専門調査会資料より、経団連経済基盤本部作成)

就職セミナー商法相談件数の推移

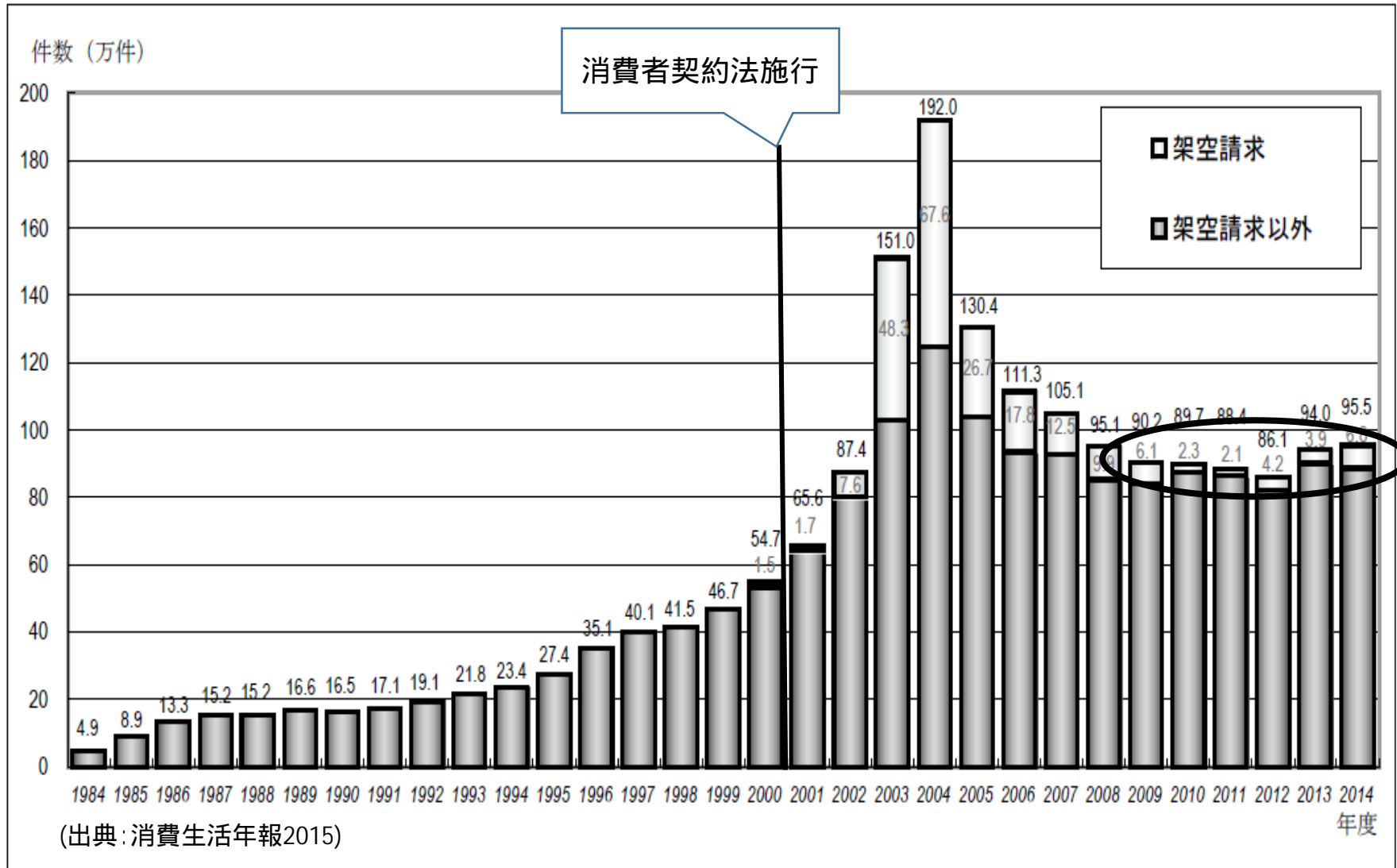
- (1)消費者契約法専門調査会資料からみる限り、就職セミナー商法(前回会合資料と今回会合資料で定義が同じ前提)の相談件数は、2008年と比べ近年大幅な減少傾向。
- (2)何によってこのような相談件数減少がもたらされたのか分析することは有用と考えられる。



(前回(11/24)、今回(12/16)消費者契約法専門調査会資料より、経団連経済基盤本部作成)

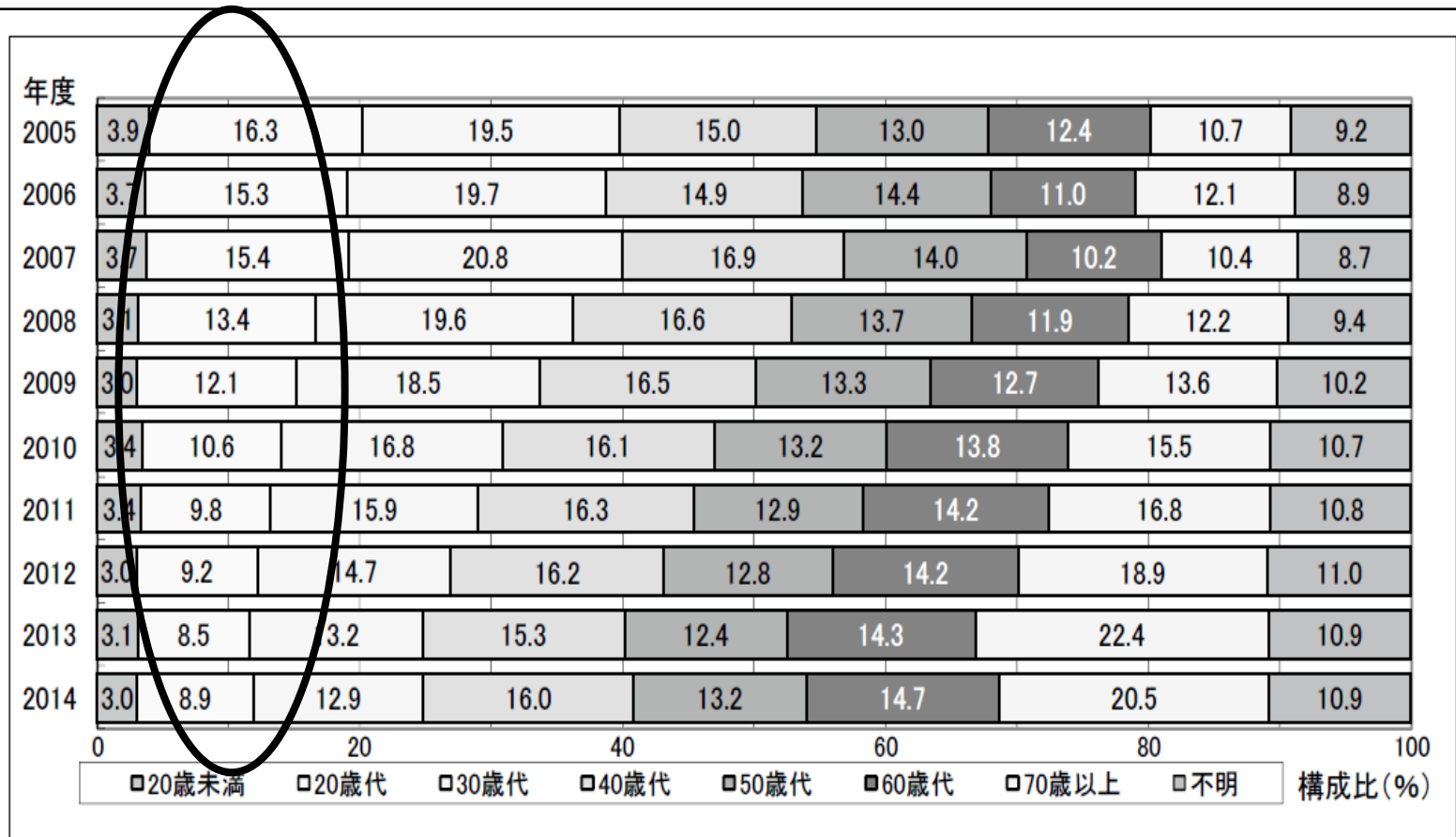
消費生活相談件数の推移

消費生活相談件数は、2008年以降ほぼ横ばい(*2015年度は、92.6万件で前年度比微減)



年齢別消費生活相談件数の推移

- (1) 20歳代の相談件数割合は、2005年度16.3%が2014年度8.9%で大幅減(2015年度は8.8%でさらに微減)
- (2) 2014年度の20歳代の相談件数割合は、30歳代、40歳代等他の年代より少ない。

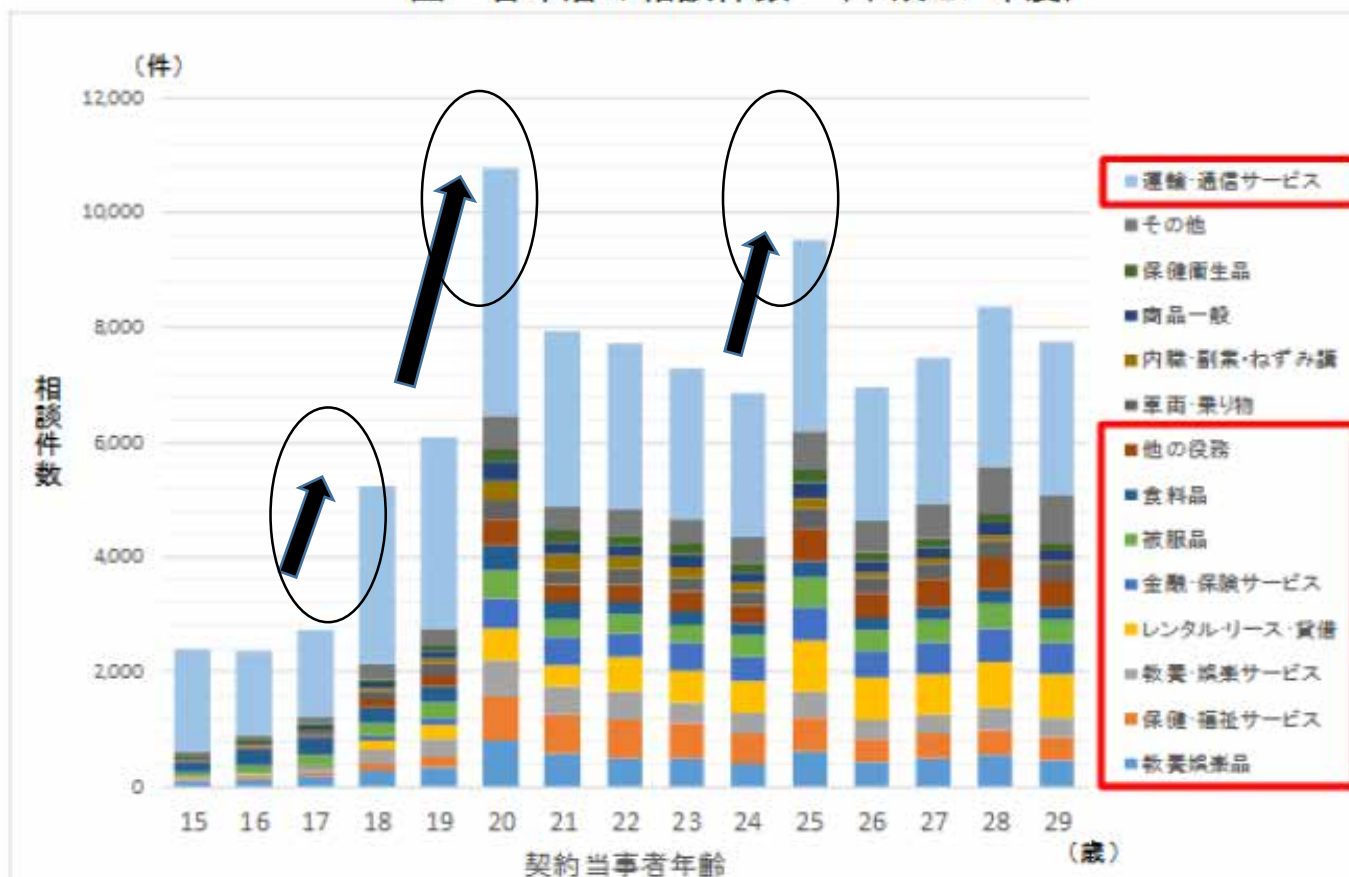


(注) 構成比は各年度の総件数を100として算出し、小数点以下第2位を四捨五入した値である。

若年層の相談件数

- (1) 若年層の相談件数は、17歳 18歳で急激な伸び。
- (2) また、19歳 20歳、24歳 25歳で急激な伸び。ただし、「20歳代」や「20歳代半ば」との回答が、20歳、25歳に、それぞれ集計されている可能性がある。
- (3) 19歳 20歳： 取消権要因、 環境変化要因、 集計要因(?)
- (4) 24歳 25歳： 集計要因(?), and others(?)

図 若年層の相談件数¹⁰ (平成 27 年度)



(出典: 若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言(2016年6月、消費者委員会))